　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　令和２年４月２１日

保護者　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　袋井市教育委員会学校教育課長

袋井東小学校長　増井　利司夫

新型コロナウイルス感染防止に伴う市内小中学校の臨時休業について

日頃、本市の教育活動に御理解、御協力をいただきありがとうございます。

さて、全国の新型コロナウイルス感染症の発生拡大が続いています。本市においては、現在、感染者、濃厚接触者は出ていませんが、緊急事態宣言の発令を受けての児童生徒の健康や安全を第一に考え、下記のとおり市内全小中学校を臨時休業とします。

なお、児童の臨時休業期間中の過ごし方については、自宅で過ごすことを基本とし、人の集まる場所への外出は避けるよう、各家庭でのお声掛けをお願いします。

　　　　　　　　　　　　　　　　　記

１　臨時休業期間  
　　４月１４日（火）から５月１０日（日）まで臨時休業とします。  
　　※臨時休業期間は、状況によって変更があり得るものとします。  
２　給食  
　　５月１０日（日）までの臨時休業中は中止とします。

３　休業中の登校日

　　児童の健康観察や生活・学習状況の把握のため、４月２８日（火）を登校日とします。朝は、通常どおり集団で登校し、午前１０時３０分に下校します。登校前に検温し、熱があったり体調がすぐれなかったりする場合や登校についての相談がある場合には、午前８時までにその旨を電話で御連絡ください。なお、学校でも予防感染のため、密閉・密集を避け、手洗い・換気を十分に行うように指導します。

４　学校における自習対応について

保護者が仕事を休めないため、自宅等で過ごすことができない児童には、学校において放課後児童クラブが始まる午後２時まで、教室等で自習ができるようにします。（※裏面参照）

５　家庭での過ごし方等について留意していただきたいこと

〇感染予防のため、自宅で過ごすことを基本とし、規則正しい生活に心掛けること。

〇健康保持、ストレス発散の観点から、感染予防に十分配慮した上で、運動を行うよう心掛けること。ただし、軽い風邪症状（のどの痛みだけ、咳だけなど）がある場合は控えること。

　〇自宅においても、咳エチケットや手洗い等の感染予防対策を行うこと。

　〇保護者不在時における訪問者への対応の仕方を決めておくこと。

　〇御家族の中に、感染が拡大している地域へ出掛けたり、地域から戻ってきたりした人がいる場合は、２週間をめどに御家庭を含めた他の人と「密接」「密集」「密閉」の中で接することは避けること。

６　その他

　　５月１６日(土)に計画していたＰＴＡリサイクル・奉仕作業は、中止します。

※上記は４月１７日時点における方針であり、今後の状況によって変わる可能性があります。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　担当　　学校教育課　４４－３１８２

袋井東小学校　４２－２３４５